



平成 24 年 2 月 7 日

全国市長会長、全国町村会長
（関西広域連合関係府県）各府県市長会長、町村会長
全国市議会議長会長、全国町村議会議長会長
（関西広域連合関係府県）各府県市議会議長会長、町村議会議長会長

様

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員（国出先機関対策委員会委員長）		
	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員（国出先機関対策委員会副委員長）		
	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門

国出先機関の移管実現への御支援について
（関西広域連合の考え方）

平素は、関西広域連合の運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

関西広域連合では、政府が進める国出先機関原則廃止の受け皿となるため、様々な取組を推進しているところであり、昨年 12 月に開催された政府の地域主権戦略会議においても、国出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について、既存の広域連合制度をベースに検討を進め、平成 24 年の通常国会に関連法案を提出することを目指すことが了承されたところです。

さて、最近になって、幾つかの市町村などにおいて、「国の出先機関を廃止し、広域連合などに移管すると大規模災害等に即応しうる体制が確保できない」、「防災対策上必要となる道路、河川、港湾等の社会基盤を整備するためには地方整備局の存続が必要」との趣旨の要望、決議がなされています。

しかし、これらは地方整備局が廃止され、その機能や組織もなくなるのではないかといった誤った理解や、当該取組に対する関係者への説明が十分でなかったところが大きいものと考えております。

つきましては、改めてこれに対する私どもの考え方を参考資料とともにお示しさせていただきますので、私どもの取組に何卒御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴会構成員など御関係者の皆様にもお伝えいただければ幸いに存じます。

国出先機関の廃止に対する関西広域連合の考え方

1 国出先機関の機能等を「丸ごと」移管

一部の自治体等においては、文字どおり地方整備局等が廃止され、その機能や組織も無くなるのではないかとの懸念を示されておりましたが、今回検討されているのは、国出先機関の業務や機能とともに、組織や財源をそのまま「丸ごと」移管し、住民のチェックを受けつつ、地域の課題に総合的に対応していきたいというものです。

2 国出先機関の廃止・地方移管のメリット

国出先機関の「丸ごと」移管は、出先機関の機能はそのままに、ガバナンスを国から地方に切り替えるものであり、これまで以上に地域の実情に応じた運営を行うことができるなど、以下に記載のようなメリットが期待されます。

(1) 二重行政、縦割り行政を廃し、地方ならではの総合行政を展開

国出先機関において、地域の産業振興や商店街活性化など本来地方が取り組むべき事務を実施しているなどの「二重行政」や、省庁ごとの権限・財源により柔軟な対応が困難となっている「縦割り行政」の弊害を解消し、省庁の枠を超えた地方ならではの総合行政を展開でき、より効果的で迅速な事業実施が可能となります。

(2) 住民ガバナンスの強化

現状では、国出先機関は地域から遠い本省のコントロール下で業務を実施しており、管轄内の首長や議会の権限が及びません。移管により、広域連合のコントロールと議会（地域住民）のチェックが可能となり、透明性・公平性が向上し、より民意を反映しやすい組織となります。

(3) 地域ニーズを反映した主体的な事業の推進

広域的なインフラ整備計画は国が策定していますが、国出先機関の移管が実現すれば、地方が主体的に広域計画を企画・立案（又は本省との調整）することも可能です。

また、現在の国による事業計画は、本省がコントロールしているため、地方自治体が陳情を繰り返さざるを得ない要因ともなっており、移管により、地域ニーズに基づく事業計画が作成でき、主体的かつ公平な事業推進が可能になります。

なお、道路整備予算をはじめとする地域への資源配分は本省が行い、国出先機関は配分されたものを執行しているのが現状であり、移管により、広域連合が本省と資源配分の協議を行い、広域連合が主体的に事業等を実施していくこととなります。

(4) 住民の利便性向上

補助金や許認可等に係る申請や公の営造物への要望・問合せ等について、実施・管理主体（国・府県）が異なるものもありますが、移管後は窓口を一元化することで、地域住民や事業者の利便性向上につながります。

3 国出先機関の廃止に対する懸念への主張

(1) 大規模災害時等の緊急時のオペレーションも可能

震災直後における道路復旧や緊急災害対策等の国出先機関の対応手法もそのまま引き継ぐため、移管後においてもこれまでと同様の対応が可能です。国も被災地を放っておくことはあり得ず、例えば全国の国出先機関を動員する仕組みも維持されます。

現行法でも、国から地方自治体に「指示」を行う規定があり、今回の震災でも機能したほか、自治体消防から精鋭を集めた緊急消防援助隊も国の指示の下、被災地に派遣され、能力を十分に発揮するなど、現行の枠組みにおいて緊急時の対応は十分可能です。

さらに、広域防災計画を国・地方合意の下で策定し、災害時における各主体の役割分担についても予め定めておくことで、効果的な対応が図れます。

(2) 構成団体間調整と迅速な意思決定

広域連合における事業間調整や迅速な意思決定について、不安視される向きもありますが、関西広域連合は、これまでも構成府県知事からなる広域連合委員会において、広域計画や予算等の重要方針、東日本大震災における被災地支援など、迅速・適切な意思決定を行っており、今後の利害調整においても十分機能し得ます。

さらに、理事会制の採用や、連合に常駐できない連合長に代わり一定の業務執行権限を持つ常勤の職を設置するなど一層のガバナンス強化を図ってまいります。

4 分権型社会、地域主権改革の実現に向けて

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫く分権型社会の実現、地域主権改革の趣旨から、国出先機関の移管を実現し、関西が全国に先駆けて地方分権の突破口を開くことを目指しています。

関西広域連合は、構成府県とともに、市町村や経済団体などの関係主体に対し、広域連合設立の意義や丸ごと移管の取組について、これまでも説明を行ってきましたが、今後とも、あらゆる機会を通じて説明や意見交換を実施し、分権型社会の実現に向けて共に取り組んでいく所存です。

国出先機関の事務・権限移譲に関する メリット等の事例(抜粋版)

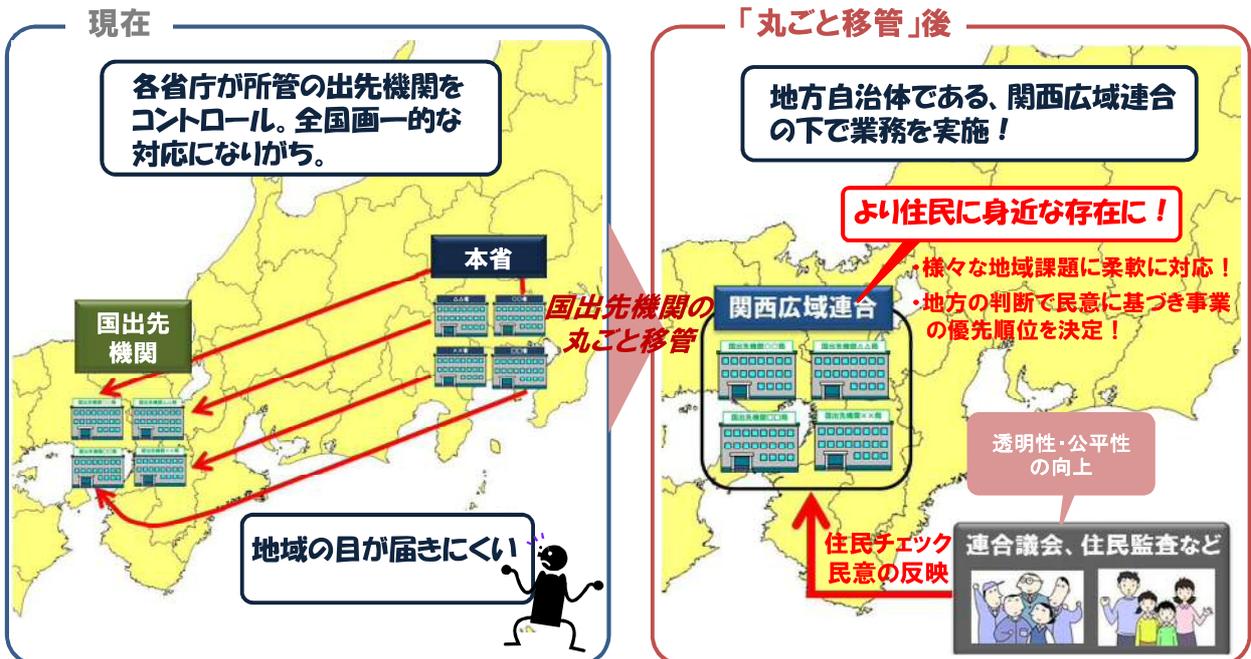
関西広域連合 本部事務局

※本資料は、移管直後の姿ではなく、今後の法令改正等の制度改正や府県事務との調整等が必要であることを前提に、国出先機関を関西広域連合へ移管することにより実現が可能と考えるメリットを参考として示すものである。

住民ガバナンスの強化

～住民ガバナンスの強化～

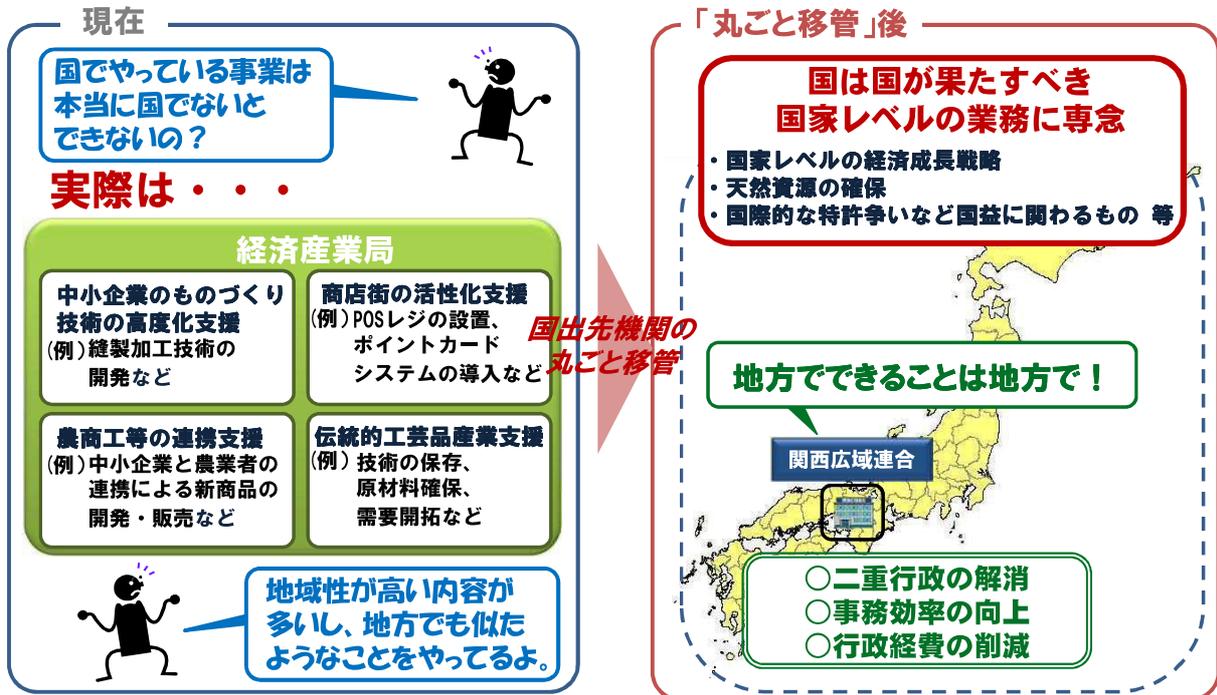
- 国出先機関は、地域から遠い各省庁のコントロールの下で業務を実施し、所在地の首長や議会の権限が及ばない。
- 国出先機関が丸ごと移管されると、その機能(事務権限)・財源などが地方自治体である広域連合のコントロールの下に置かれる。
- 地域住民(議会)のチェック機能も高まり、より民意を反映しやすい組織へ。



二重行政の解消による事務効率の向上

～二重行政の解消～

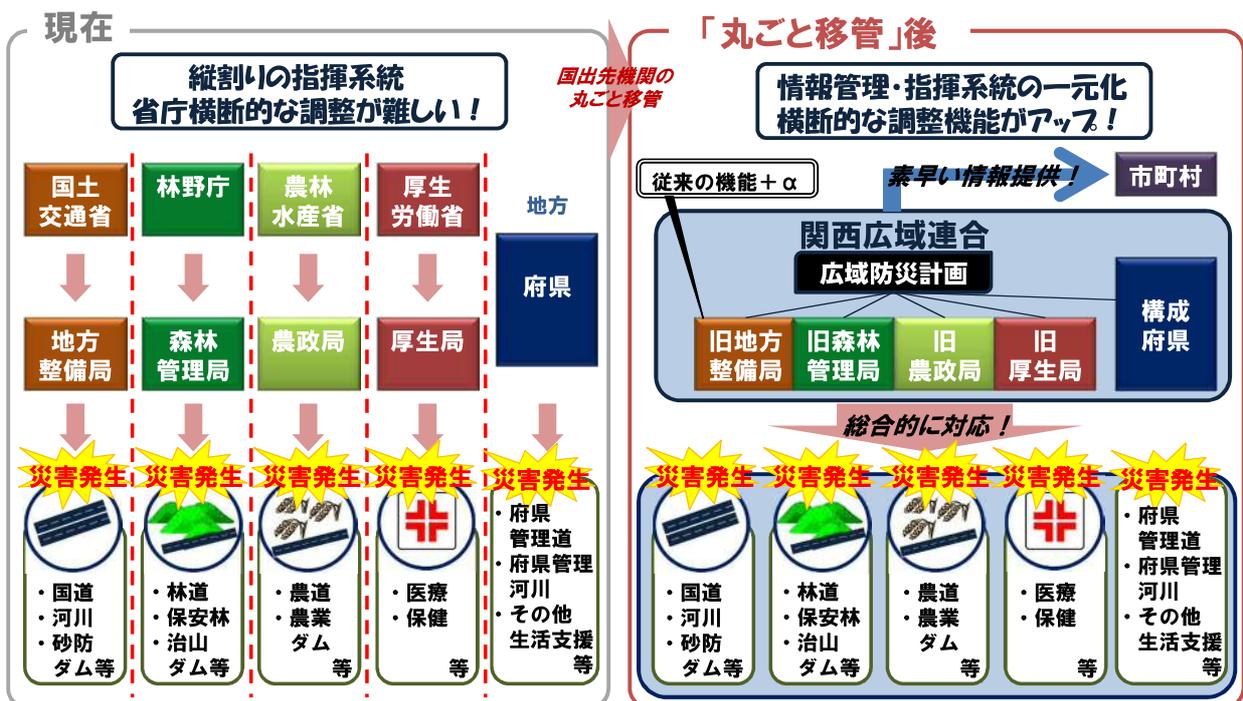
- 国出先機関は、地方自治体で十分対応できる事務を多数行っている。
- 地方でできることは地方が実施することで、国と地方の二重行政が解消されるとともに、より地域の実情に沿って施策を展開できる。
- 国は国が本来果たすべき役割に専念すべき。



緊急時対応における機能強化

～縦割り行政の解消～

- 現在の国出先機関においては、縦割り行政により所管をまたがるものについては調整に時間を要する。
- 連合に移管されることにより、情報集約機能・調整機能が強化。※従来の国の全国的な支援体制等の機能は維持府県が行う業務との連携も強化することにより、総合的・統一的な対応が可能。
- 広域防災計画などを作成し平常時から備えることにより、緊急時においてより迅速な支援・受援が可能となる。



治山・砂防の一体的な実施(1)

- 治山行政と砂防行政は目的・方法が一部異なるが、土砂の流出を防止する点では類似。

現在

	治山	砂防
法律	森林法	砂防法
所管省庁 (出先機関)	林野庁 (森林管理局)	国土交通省 (地方整備局)
場所	保安林内	砂防指定地内
目的	水資源かん養、 山地での土砂流出防止	集落等での土砂流出防止
事業内容	植生、下草刈り、間伐、 治山ダムの設置 	流路工事、遊砂地の設置、 砂防えん堤の設置 

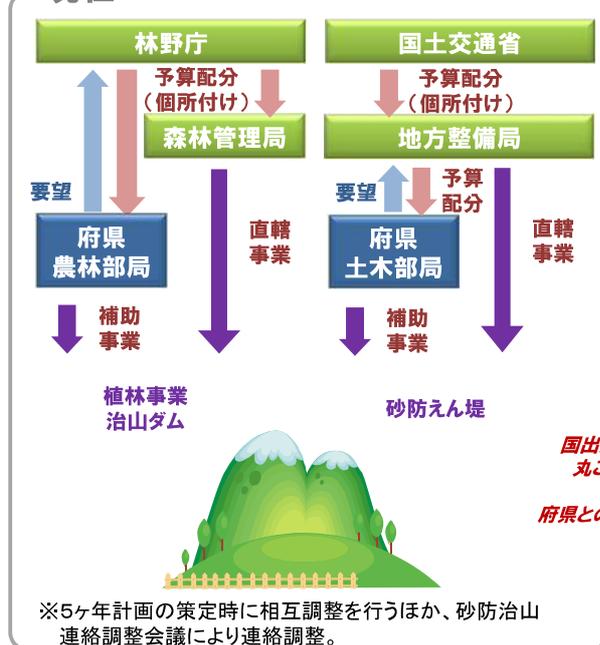
治山ダムと砂防えん堤は似ているけど、所管は違うんだね。



治山・砂防の一体的な実施(2)

- 国出先機関が「丸ごと移管」されれば、治山行政と砂防行政を一体的に実施することで、予算の効率的な執行が可能になるとともに、総合的な実施により防災面においても相乗効果が期待できる。

現在



「丸ごと移管」後

